

山田みやこの活動報告

令和8年5月30日(土)

これでいいのか!? 女性支援

～女性支援法の実施状況と2027年度の見直しに向けて～ に参加

東京世田谷烏山区民会館にて

2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」を有効活用するため、多摩地域を中心に都内外の自治体議員や支援者が集まり「女性支援法を活かす会」が結成。各自治体で女性支援法に基づく支援がどのように行われているか、議会調査を活用し、23区と26市の状況を分析。

今回は、会として2回目の企画。法施行3年の見直しに向けて課題を提示。

2024年4月に区議会、市議会議員が実施した基礎自治体の取組みの推進状況を分析。

女性支援法を念頭におき、何らかの施策を講じなければならないという問題意識はどの自治体にもあるように思えたが、「当事者中心の支援を官民連携協働で行う」という女性支援法の理念が浸透しているとは考え難い印象を受けた。

女性支援をDV被害者支援と同列に理解する傾向があると思われ、相談体制についての質問に対して、非公開あるいは非回答が多くみられた。

一方、法を根拠に新たな施策への取組みを積極的に開始しているところもあった。

各自治体は格差なく施策を推進し、女性支援法を生きたものにしていく。

あらゆる女性の人権と福祉が保障される社会の実現をめざす。

国や地方公共団体に向けた提言・要望

1. 当事者・市民・民間団体とともに地域の課題を把握し、具体的施策の推進に向けて、予算措置を講じる
2. 都内自治体における支援の実態調査を実施し公表すると共に、自治体間格差是正の具体的施策を講じる
3. 国は女性支援法の課題等を全国調査し、法改正に向けた議論に活かす
4. 支援調整会議の実践を広げる
5. 一時保護の基準を周知し、女性相談支援センターにて保護を徹底する
6. 女性相談員の業務に関連して「安全確保と情報公開の両立」に関する指針を示す
各自治体間の経験の交流機会を設ける
7. 国は内閣府と厚労省の一層の連携強化と基礎自治体の福祉所管と人権男女共同参画所管の連携強化を講じる

※ 東京都23区と26市の調査結果からの課題ではあるが、本県も同様に自治体間格差と女性支援相談員の周知（行政内外）・安全確保・情報公開が求められる

これでいいのか!? 女性支援
～女性支援法の実施状況と2027年度の見直しに向けて～

2024年4月に施行された「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」を有効活用するため、多摩地域を中心に都内外の自治体議員や支援者が集まり、「女性支援法を活かす会」が結成されました。
各自治体で女性支援法に基づく支援がどのように行われているか、議会調査を活用し、23区と26市の状況を分析しました。
5月30日には会として2回目のシンポジウムを企画。研究者などによるパネルディスカッション、昨年好評だった「女性支援ある劇団」による寸劇、新法で動き始めた各自治体のグッドプラクティスなどを紹介し、法施行3年の見直しに向けての課題を提示します。
ぜひ、ご参加ください!

日時：2026年5月30日(土)
12:15開場 13:00開会 15:30終了
場所：烏山区民会館
世田谷区南烏山6-2-19 第3階 千歳烏山駅、北口 徒歩1分
参加費：一般990円、しよがいしゃ・学生・お支払いがやすい方500円

プログラム

- 23区と26市の議会調査の報告：
増茂しのぶ（目黒区議）、西楚なお美（府中市議）
- パネルディスカッション「最新調査から見える女性支援の今」
パネラー：成能民江（お茶の水女子大学名誉教授）、堀千鶴子（城西国際大学教授）、
渡藤美子（女性支援法を活かす会代表）他
- 寸劇 女性支援ある劇団
- 新法施行でこんなことが変わってきました：各自治体のグッドプラクティス紹介
- 施行3年目の見直しに向けて：成能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

要申込 <https://forms.gle/CwpaZ8Hix6tHrt68>
QRコード  tamajoseiikaikai@gmail.com
042-511-5812（くにたち夢ファームJikka内）

共催：女性支援法を活かす会/世田谷・生活者ネットワーク